

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 10 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 1600103 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 1600071 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めるることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のE社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のF社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のG社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 45 年 11 月 1 日から昭和 47 年 2 月 22 日まで
② 昭和 47 年 2 月 23 日から昭和 48 年 2 月 2 日まで
③ 昭和 48 年 2 月 2 日から昭和 51 年 4 月 21 日まで
④ 昭和 52 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 53 年 6 月 1 日から昭和 54 年 4 月 28 日まで
⑥ 昭和 54 年 12 月 1 日から平成 13 年 8 月 31 日まで

請求期間①から⑥までについて、私がそれぞれの期間に勤務していた会社から支給されていた給与に比べて、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が低額となっているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において確認できる当該

期間当時の事業主の所在は不明であることから、請求者の当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、A社の被保険者名簿において、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後1年以内に同資格を取得した従業員のうち、所在が確認できた6名に照会し3名から回答を得たが、請求期間①当時の給与明細書を所持している者はおらず、当該従業員自身の同社における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答はない。

さらに、請求者のA社における被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、遡って訂正された形跡はない。

2 請求期間②について、C社は、当該期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないため、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明であると回答している。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後3か月以内に同資格を取得した男性従業員のうち、所在が確認できた5名に照会し2名から回答を得たが、請求期間②当時の給与明細書を所持している者はおらず、当該従業員自身の同社における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答はない。

さらに、請求者のB社における被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、遡って訂正された形跡はない。

3 請求期間③について、D社は、当該期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないため、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明であると回答している。

また、D社に係る被保険者名簿において、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後3か月の間に同資格を取得した男性従業員37名の資格取得時における標準報酬月額は、請求者の標準報酬月額（10万4,000円）より低額である9名以外はいずれも請求者と同額であるほか、請求者の請求期間③のうち、昭和48年9月、同年10月及び昭和49年9月から昭和51年3月までの期間の標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法で定められた標準報酬月額の等級区分における最高等級である。

さらに、昭和48年3月にD社に入社した同僚から提出された給与明細書（昭和48年3月から同年11月までの分、昭和49年1月から昭和50年1月までの分、昭和50年3月分及び昭和51年1月から同年4月までの分）によると、当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法で定められた改定となっていることが確認できる上、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、当該同僚の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

加えて、D社に係る被保険者名簿における請求者の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認でき、遡って訂正された形跡はない上、同社が加入するH厚生年金基金は、請求者に係る標準給与月額はオンライン記録と同一である旨回答している。

4 請求期間④について、E社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業法人登

記簿謄本によると昭和 59 年 12 月 2 日に解散している上、同社の事業主の所在は不明であることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、E 社の被保険者原票において、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後 1 年以内に同資格を取得した男性従業員のうち、所在が確認できた 6 名に照会し 4 名から回答を得たが、請求期間④当時の給与明細書を所持している者はおらず、厚生年金保険料控除について、具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者の E 社における被保険者原票に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、遡って訂正された形跡はない。

5 請求期間⑤について、F 社は、当該期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないため、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について不明であると回答している。

また、F 社の被保険者名簿において、請求者が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した日の前後 1 年以内に同資格を取得した者のうち、所在が確認できた 9 名に照会し 7 名から回答を得たが、当該従業員自身の同社における標準報酬月額が事実と相違しているとの回答はない。

さらに、請求者の F 社における被保険者名簿に記載された標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、遡って訂正された形跡はない。

6 請求期間⑥について、G 社は、当該期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないと回答していることから、請求者の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、G 社が社会保険関係事務手続を委託している労務管理事務所が保管する、請求者の被保険者台帳に記載された請求期間⑥に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

さらに、同僚から提出された給与明細書（平成 7 年 1 月から同年 11 月までの分及び平成 8 年 1 月から平成 13 年 8 月までの分）によると、当該同僚のオンライン記録における標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法で定められた改定となっていることが確認できる上、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、当該同僚の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

加えて、G 社に係る被保険者名簿における請求者の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認でき、遡って訂正された形跡はない上、同社が加入していた H 厚生年金基金は、請求者に係る標準給与月額はオンライン記録と同一である旨回答している。

また、請求期間⑥のうち、平成 7 年 8 月から平成 8 年 9 月までの標準報酬月額は、当時の厚生年金保険法で定められた標準報酬月額の等級区分における最高等級であることが確認できる。

7 このほか、請求期間①から⑥までについて、請求者は、給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できる資料（給与明細書、源泉徴収票等）を所持していない上、請求者の厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600120号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(脱) 第1600005号

第1 結論

昭和20年7月1日から昭和27年11月17日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和6年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年7月1日から昭和27年11月17日まで

- 支給済期間 : ① 昭和20年7月1日から同年9月1日まで
② 昭和20年11月22日から昭和21年3月3日まで
③ 昭和21年6月1日から昭和22年9月1日まで
④ 昭和23年9月1日から昭和24年9月1日まで
⑤ 昭和24年11月1日から昭和25年6月1日まで
⑥ 昭和25年6月1日から同年9月6日まで
⑦ 昭和25年9月29日から昭和27年11月17日まで

請求期間について、脱退手当金が支給されていることであるが、私は脱退手当金を受けたことも請求したことないので、調査の上、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社(支給済期間⑦の脱退手当金の支給に係る最終事業所。以下「最終事業所」という。)に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、請求期間に係る厚生年金保険の記号番号の重複整理が行われている上、氏名が旧姓から婚姻後の姓に訂正されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の脱退手当金は昭和29年2月18日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できない制度であったこと及び女子の婚姻・分娩による退職が脱退手当金の支給要件となっていたことから、最終事業所を退職後、請求者が婚姻を機に脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

さらに、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1600135号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1600072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月

私のA社に勤務していた期間のうち、平成15年12月に同社から支給された賞与の年金記録がない。しかし、私は、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料控除について、賃金台帳等の資料がないことから、不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与からの厚生年金保険料控除を確認できる賞与明細書等の資料を所持していない上、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期間経過により請求期間当時の請求者の口座に関する記録はない旨回答している。

さらに、C市及びD税務署は、保存期間経過により請求者の平成15年の社会保険料額を確認できる課税関係資料はない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。